

豊かなスポーツライフの実現に向けた 資質・能力の関係性と見方や考え方のイメージ（検討素案）

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現
スポーツを通じた共生社会の推進

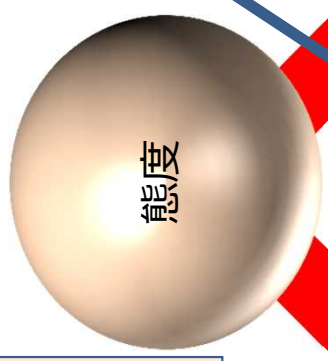
体育の見方や考え方
各種の運動について、その意義や特性に着目しつつ、楽しさや喜びを見出すとともに体力を高め、公正、協力、責任、参画、共生、健康・安全といった視点を踏まえながら、自己の適性等に応じて「する・みる・支える・知る」等のスポーツとの多様な関わり方について考察すること

体育の見方や考え方の育成に当たっては、発達の段階を踏まえ、資質・能力をバランスよく育むことが大切である

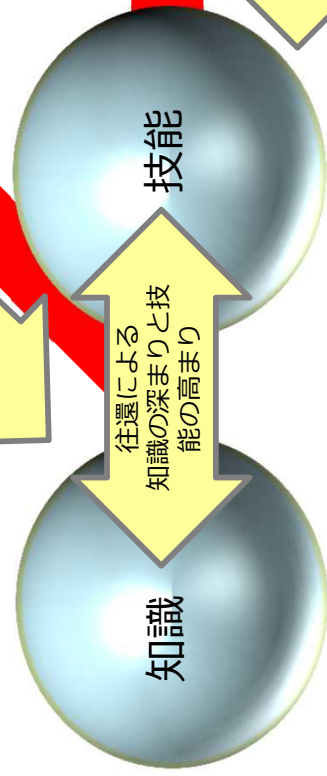
- ・自主的に粘り強く取り組む
- ・日常生活への般化の意識
- ・ルールやマナーを守る
- ・よい演技を讃える
- ・多様性を認識する
- ・伝統的な行動の仕方を大切に
- ・健康・安全を確保する
- ・フェアなプレイを守る
- ・自己の責任を果たす
- ・合意形成に貢献する
- など

責任・参画・共生の意欲等の向上
資質・能力・高まり
行いや意義等の理解、課題に応じた取り組み方の工夫や関わり方等の考察による知識・技能及び楽しさや喜びの深まりと思考力・判断力・表現力の高まり

- ・課題を見付け、見直す
- ・改善すべきポイントを見付ける
- ・適切な練習方法を選ぶ
- ・状況に応じた役割を見付ける
- ・けがの防止を予測する
- ・継続して楽しむための関わり方を見付ける
- ・合意を形成するための関わり方を見付ける
- ・解決方法等を理由を添えて伝える
- ・相手の状況や感情に配慮して伝える など

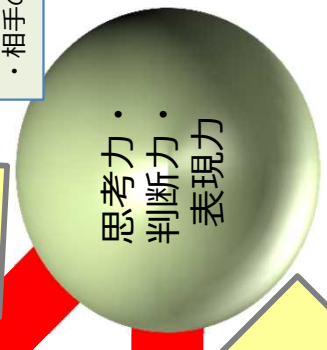


体育の見方や考え方



- ・運動の行いや、運動の特性等
- ・運動観察、課題解決の方法
- ・伝統的な考え方
- ・多様な関わり方
- ・資質・能力の構成要素
- ・スポーツの文化的意義 など

- ・各種の運動が有する特性や魅力に応じて運動の楽しさを味わうとともに、運動の技能として発揮したり、身体表現したりする



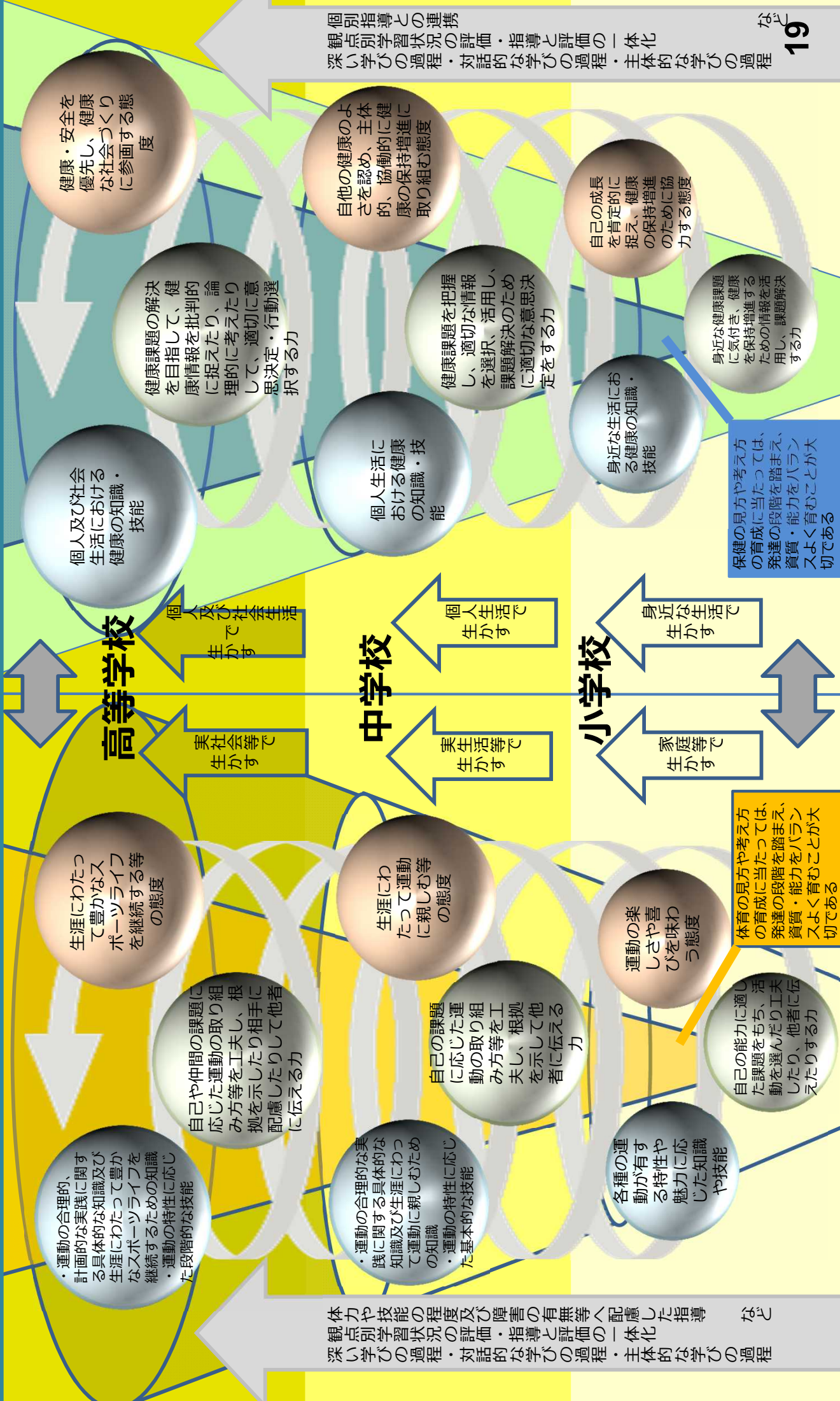
行いや意義等の理解、課題に応じた取り組み方の工夫や関わり方等の考察による知識・技能及び楽しさや喜びの深まりと思考力・判断力・表現力の高まり

※「表現力」は、思考し判断したことを他者に言葉や文字動作等で表現することとし、「表現運動」等とは異なる

体育科・保健体育科の見方や考え方の育成イメージ（検討素案）

体育科・保健体育科の見方や考え方

各種の運動について、その意義や特性に着目しつつ、楽しさや喜びを見出すとともに体力を高め、公正、協力、責任、参画、共生、健康・安全といった視点を踏まえながら、自己の適性等に応じて「する・みる・支える・知る」等のスポーツとの多様な関わり方について考察すること
 健康や安全の視点から情報を捉え、心身の健康の保持増進や回復、共生を目指して疾病等のリスクを減らしたり、生活の質を高めたりすることについて考察すること



・運動の合理的、計画的な実践に関する具体的な知識及び生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための知識
 ・運動の特性に応じた段階的な技能

自己や仲間の課題に応じた運動の取り組み方等を工夫し、根拠を示したり相手に配慮したりして他者に伝える力

・運動の合理的な実践に関する具体的な知識及び生涯にわたって運動に親しむための知識
 ・運動の特性に応じた基本的な技能

自己の課題に応じた運動の取り組み方等を工夫し、根拠を示して他者に伝える力

各種の運動が有する特性や魅力に応じた知識や技能

自己の能力に適した課題をもち、活動を選んだり工夫したり、他者に伝えたりする力

生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する等の態度

生涯にわたって運動に親しむ等の態度

運動の楽しさを味わう態度

体育の見方や考え方の育成に当たっては、発達段階を踏まえ、資質・能力をバランスよく育むことが大切である

個人及び社会生活における健康の知識・技能

個人生活における健康の知識・技能

身近な生活における健康の知識・技能

保健の見方や考え方の育成に当たっては、発達段階を踏まえ、資質・能力をバランスよく育むことが大切である

健康課題の解決を目指して、健康情報を批判的に捉えたり、論理的に考えたりして、適切に意思決定・行動選択する力

健康課題を把握し、適切な情報を選択、活用し、課題解決のために適切な意思決定をする力

自他の健康のよさを認め、主体的、協働的に健康の保持増進に取り組む態度

自己の成長を肯定的に捉え、健康増進のために協力をする態度

身近な健康課題に気付き、健康のための情報を活用し、課題解決する力

個別指導との連携
 観点別学習状況の評価・指導と評価の一体化
 深い学びの過程・対話的な学びの過程・主体的な学びの過程

体力や技能の程度及び障害の有無等へ配慮した指導
 観点別学習状況の評価・指導と評価の一体化
 深い学びの過程・対話的な学びの過程・主体的な学びの過程

生活科の見方や考え方（たたき台）

（見方や考え方については、各ワーキンググループでそれぞれ検討中）

小学校中学年

社会

社会的事象の見方や考え方

位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象相互、立場相互の関係に着目して社会的事象を見出し、比較・分類したり総合したりして国民（人々の）生活と関連づけること

総合的な学習の時間

探究的な見方・考え方

実社会や実生活の中から問を見いだし、よりよい課題解決に向けて、各教科等の特質に応じて育まれる見方や考え方を総合的に活用して、複数の事象を捉えて考えたり、一つの事象を多様な角度から捉えて考えたり、現実の文脈の中で物事を捉えて考えたり、自身自身の生き方と関連づけたりして捉えて考えたりしながら、物事の本質を探って見極めようとする

理科

自然の事物・現象についての見方や考え方

自然の事物・現象について、主として量的・関係的、質的・実体的、多様性と共通性、時間的・空間的な視点で捉え、問題解決の過程を通して考えること

各教科等

小学校低学年

「見方や考え方」の成長

生活科

＜生活科の特質に応じて育まれる見方や考え方＞（案）

身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、比較、分類、関連づけ、工夫、試行、予測することなどを通して自分自身や自分の生活について考えること

<p>総合的な時間の特質に応じて育まれる探究的な見方や考え方(イメージ・案)</p>	<p>高等学校</p> <p>実社会や実生活の中から問を見だし、よりよい課題解決と新たな価値の創造に向けて、各教科等の特質に応じて育まれる見方や考え方を総合的に活用して、<u>広範かつ複雑な事象を捉えて考えたり、一つの事象を多様な角度から捉えて考えたり、現実の複雑な文脈の中で物事を捉えて考えたり、自分自身の在り方生き方と関連づけたりして捉えて考えたりしながら、物事の本質を探って見極めようとする</u>こと</p>
	<p>中学校</p> <p>実社会や実生活の中から問を見だし、よりよい課題解決に向けて、各教科等の特質に応じて育まれる見方や考え方を総合的に活用して、<u>広範な事象を捉えて考えたり、一つの事象を多様な角度から捉えて考えたり、現実の文脈の中で物事を捉えて考えたり、自分自身の生き方と関連づけたりして捉えて考えたりしながら、物事の本質を探って見極めようとする</u>こと</p>
	<p>小学校</p> <p>実社会や実生活の中から問を見だし、よりよい課題解決に向けて、各教科等の特質に応じて育まれる見方や考え方を総合的に活用して、<u>複数の事象を捉えて考えたり、一つの事象を多様な角度から捉えて考えたり、現実の文脈の中で物事を捉えて考えたり、自分自身の生き方と関連づけたりして捉えて考えたりしながら、物事の本質を探って見極めようとする</u>こと</p>

総合的な学習の時間において、各教科の見方や考え方を使うことで、多様な文脈で使えるようになるなど、各教科等の見方や考え方が成長し、各教科等の「深い学び」を実現

各教科等の特質に応じた見方や考え方を総合的な学習の時間で総合的・統一的に活用

国語

言葉で表現したり、理解したりすることを通して、ものの方や考え方を広げたり、深めたりすること、また、表現したり理解したりするときの言葉の働きや仕組みを捉えること。

算数

事象を数理的に捉え、論理的に考え、統合的、発展的に考察すること

生活

身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、比較、分類、関連づけ、工夫、試行、予測することなどを通して自分自身や自分の生活について考えること

音楽

音楽に対する感性を働かせて、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で音楽を捉え、音楽的な特徴と、イメージや感情、生活や社会、文化等との関わりについて音楽活動を通して考えること。

図画工作

感性や想像力等を働かせながら、形や色などの造形的な特徴を捉えるとともに自分のイメージをもつなどして、自分や他者との関わりや生活、社会等との関係の中で、見たり創作的に考えたりすること。

体育

運動やスポーツについて、その意義や特性に着目しつつ楽しさや喜びを見出し、公正、協力、責任、参画、健康・安全といった視点を踏まえながら「する・みる・支える」等の豊かな関わり方について考察すること

道徳

様々な事象を道徳的諸価値との関わりで多面的・多角的に捉え、よりよい自己の生き方や在り方について考察すること

特別活動

集団や社会の形成者という視点から様々な諸問題を捉え、各教科等で培った見方や考え方を効果的に活用して、よりよい学級・学校生活や社会及び自己の実現に向けて考察し、実践すること。

「知識」についての考え方のイメージ（たたき台）

※審議のまとめに向けては、「社会に開かれた教育課程」の観点から幅広い理解を得られるよう、用語の整理を行っていく予定。

（芸術分野における「知識」とは何かを、なぜ明確化する必要があるのか）

- 「論点整理」にあるように、次期改訂の検討の方向性を底支えしているのは、「学ぶとはどのようなことか」「知識とは何か」に関する知見であり、芸術やスポーツ等の分野における学びについてもあてはまる、とされている。
- また、「主体的な学びの過程」を実現する中で、子供自身が、獲得された知識・技能や育成された資質・能力を自覚したり、共有したりすることも重要、とされている。

（次期改訂における「知識」とは何か）

- 「知識」については、事実的な知識のみならず、学習過程において試行錯誤をすることなどを通じて、新しい知識が既得の知識と関係づけられて構造化されたり、知識と経験が結びつくことで身体化されたりして、様々な場面で活用できるものとして獲得される、いわゆる概念的な知識を含むものである。
- 「学ぶとはどのようなことか」「知識とは何か」を重視する次期改訂においては、学びのプロセスを通じて、発達の段階を踏まえながら、このような構造化された概念的知識の獲得に向かうことを重視するものである。
- なお、「技能」についても、一定の手順に沿った技能のみならず、変化する状況に応じて主体的に活用できる技能の習熟・熟達に向かうことが重要である。

（「知識」を「思考・判断・表現」と区分して明確化する理由）

- いずれの教科においても、資質・能力の三つの柱はばらばらに育まれるものではなく、学びのプロセスの中で相互に関係し合いながら育成されるものである。特に、「概念的な知識」は、「思考・判断・表現」を通じて獲得されたり、その過程で活用されたりするものであり、「思考・判断・表現」との結びつきは事実的な知識よりも強い。
- 一方で、資質・能力の三つの柱や評価の観点をそれぞれ明確にすることの意義は、指導の中でそれぞれの要素が確実に育まれたり、子供自身がその獲得を自覚できるようにしたりすることを保証していくことにある。

- 次期改訂の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、各教科の学習を通じて獲得される知識とは何かが明確化され、それを自覚的に獲得していけるようにすることにより、子供たちが、そうした知識が社会の様々な場面で生きることに関心したり、教科の活動以外の様々な生活の中でも、そうした知識を積極的に活用していこうとし、知識が生きて働くことの喜びを感じたりするようになることが重要である。

(参考：スポーツの分野における「知識」とは何か、どのように評価するのか
(検討中))

- 体育における見方・考え方として、スポーツを「する、見る、支える」のみならず、「する、見る、支える、知る」などのスポーツとの多様な関わり方について考察すること、を明確化する。
- 「知識・技能」については、豊かなスポーツライフを実現する観点から、発達の段階に即して、運動やスポーツの特性に応じた行い方や一般原則などの知識及びスポーツに関する科学的知識や文化的意義を理解するとともに、各種の運動やスポーツが有する特性や魅力に応じた動きや技能を段階的に習得できるようにすることが重要である。
- 評価にあたっては、「各種の運動やスポーツの行い方を知るとともに、その運動やスポーツをできるようにする」と捉える。その際、それぞれの習得に順序性を決めるものではなく、「知ってからできる」「できた上で知る」等、運動やスポーツの特性及び児童生徒の実態等により一様ではないことに留意する。「知っていること」と「できること」のどちらも重要であることを示すものである。また、豊かなスポーツライフを実現する観点から、スポーツに関する科学的知識や文化的意義及び一般原則等の理解について評価することも必要である。

(芸術分野における「知識」とは何か)

- 芸術分野における「知識」は、一人一人が感性を働かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていくものであることが重要である。身体を動かす活動なども含むような学習過程を通じて、知識が一人一人の個別の感じ方や考え方等に応じて構造化・身体化されることや、さらに新たな学習過程を経験することを通じて再構築され、知識が更新されていくことが重要である。

(なお、いわゆる「概念的な知識」の獲得が一般概念の獲得に留まるものではないことに留意する必要がある。)

○具体的に「知識」の内容として重要なことは以下のようなことであり、発達の段階に即して整理していく必要があると考えられる。

- ・〔共通事項〕を表現や鑑賞の基盤として、諸要素（音楽を形づくっている要素、形や色、書を構成する要素など）の働きによって、どのような雰囲気を生み出したり感情をもたらしたりするのかの実感を伴いながら、表現や鑑賞などに生かすことができる形で理解すること
- ・芸術に関する歴史や文化的意義を、表現や鑑賞などに生かすことができる形で理解すること

○これらの「知識」の内容は、「思考・判断・表現」を経て育まれたり、「思考・判断・表現」において活用されたりすることが重要であるが、「知識」においてはその内容の理解の質に主眼があり、「思考・判断・表現」においては、それらを活用した表現意図や構想、鑑賞の質に主眼がある。

○なお、小学校段階においては、こうした働きや意義の理解まで至ることは難しいと考えられることから、「気付く」「大切さがわかる」といった発達の段階に応じた表現を工夫するなどの必要があると考えられる。

（評価の観点について）

○他教科との関連も考慮しながら、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点で整理することについて検討してはどうか。

- ・「評価の観点」の表記については、芸術系教科を通じて育成する資質・能力を踏まえて今後検討する。

※資質・能力の三つの柱を明確にしつつ、「目標に準拠した評価」を実現すること

※観点の数を三つに合わせていくこと

（評価の観点を踏まえた、指導上の改善点や留意事項）

- 知識の教え込みにならないようにする、ということはこれまでと同じ
- 「知識」を明確化することの意義や、表現領域と鑑賞領域の双方に関わるものであるということをどのように伝えるか
- 全ての知識をペーパーテストで測るような偏りがないようにするため、どのような見取り方の工夫が考えられるか

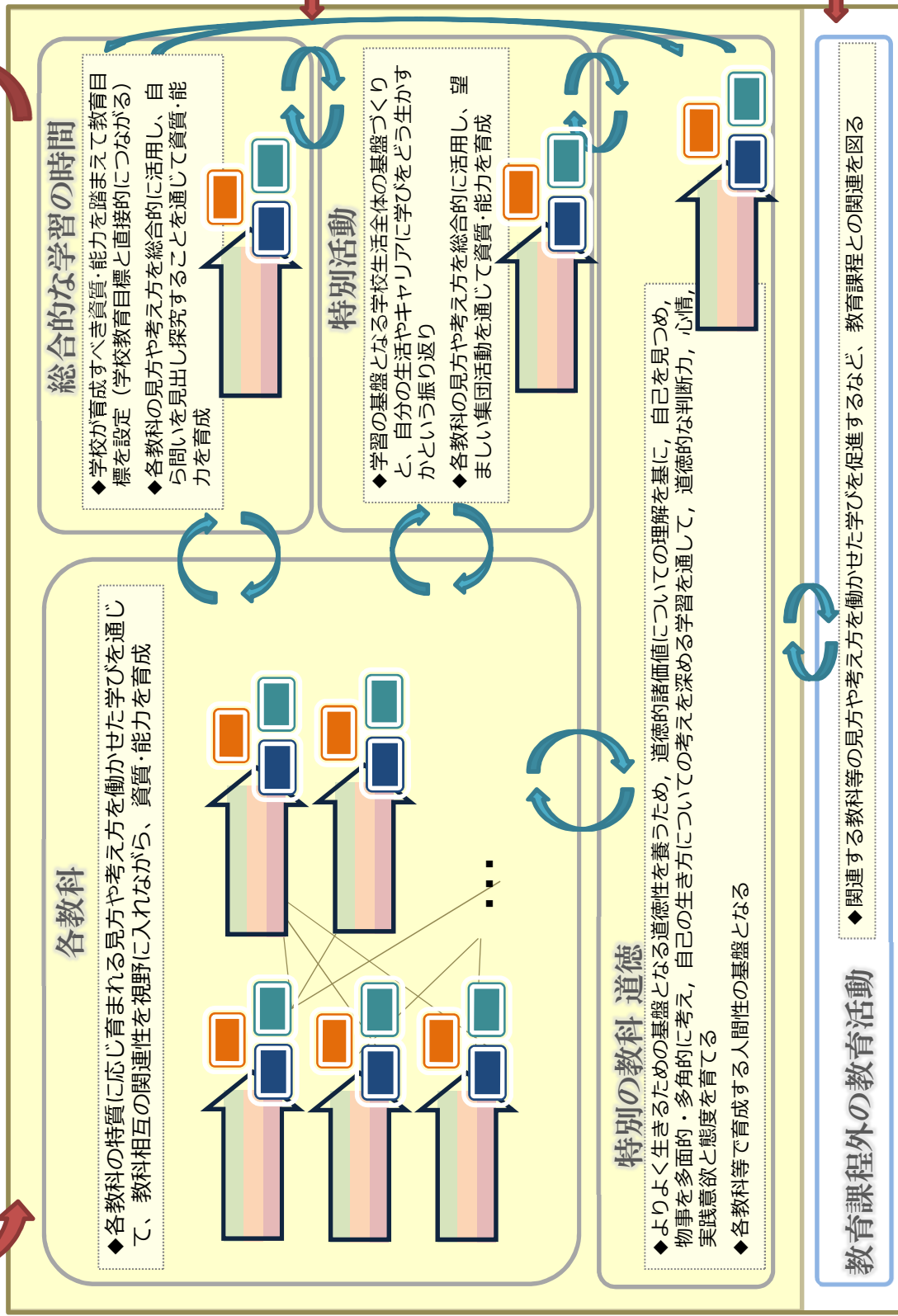
資質・能力の育成に向けた各教科等の関係（案）

学校教育目標と、それに基づき育成すべき資質・能力の設定

（子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき設定）

- ◆ 学校教育目標と、それに基づき育成すべき資質・能力を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成
- ◆ 教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせさせて実施

- ◆ 実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえつつ、教育課程を評価し改善



家庭・地域等

- ◆ 学校教育目標や育成すべき資質・能力を家庭・地域等とも共有

教育課程の実施にあたり連携・協働

教育課程外の教育活動の実施にあたり連携・協働

- ◆ 学校教育以外の多様な教育活動の機会を提供

※現代的な課題やテーマに焦点化した教育については、それらを通じて育成する資質・能力（三つの柱）と、各教科等との関係性について、総則解説等で整理することを検討。

情報に関わる資質・能力について

①多様で大量の情報を収集、整理・分析、まとめ表現することなどができ、**カスタマイズが容易**であること

(観察・実験したデータなどを入力し、図やグラフ等を作成するなどを繰り返し行う試行錯誤すること)→試行の繰り返し、調べ学習、ドリル学習、プレゼン、情報共有

②時間や空間を問わずに、音声・画像・データ等を蓄積・送受信できるとい**う時間的・空間的制約を超えること**

(距離や時間を問わずに見童生徒の思考の過程や結果を可視化する)→思考の可視化、学習過程の記録

③距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやりとりができるとい**う、双方向性を有すること**

(教室やグループでの大勢の考えを距離を問わずに瞬時に共有すること)→瞬時の共有化、インタラクティブ、遠隔授業、メール送受信

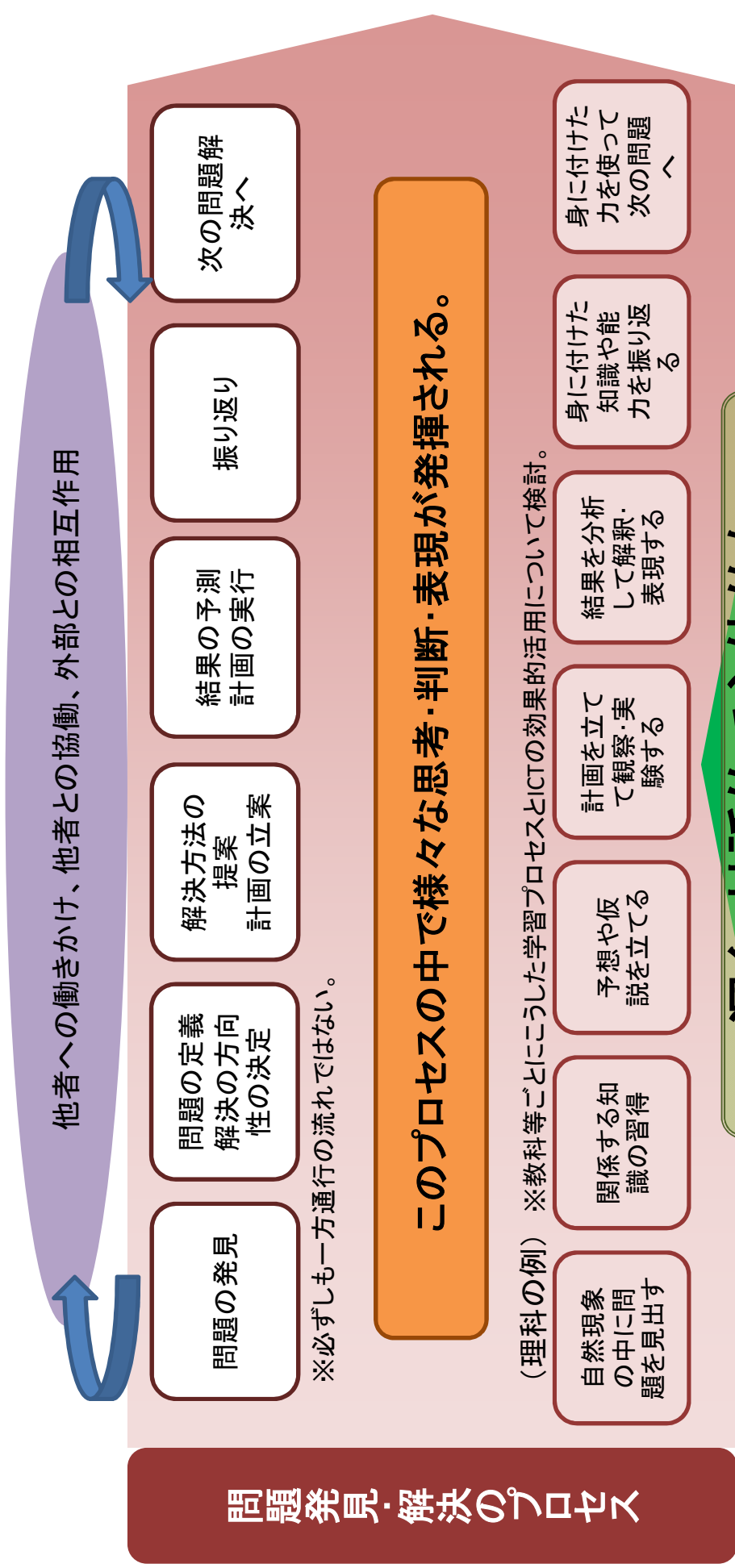
出典:「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会報告書(中間まとめ)」(平成26年8月29日)

○アクティブ・ラーニングの視点に立った深い学び、対話的な学び、主体的な学びの実現に大きく貢献

○個々の能力や特性に応じた学びの実現に大きく貢献

○離島や過疎地等の地理的環境に左右されない教育の質の確保に大きく貢献

アクティブ・ラーニングの視点に立った学習プロセスにおけるICTの効果的活用

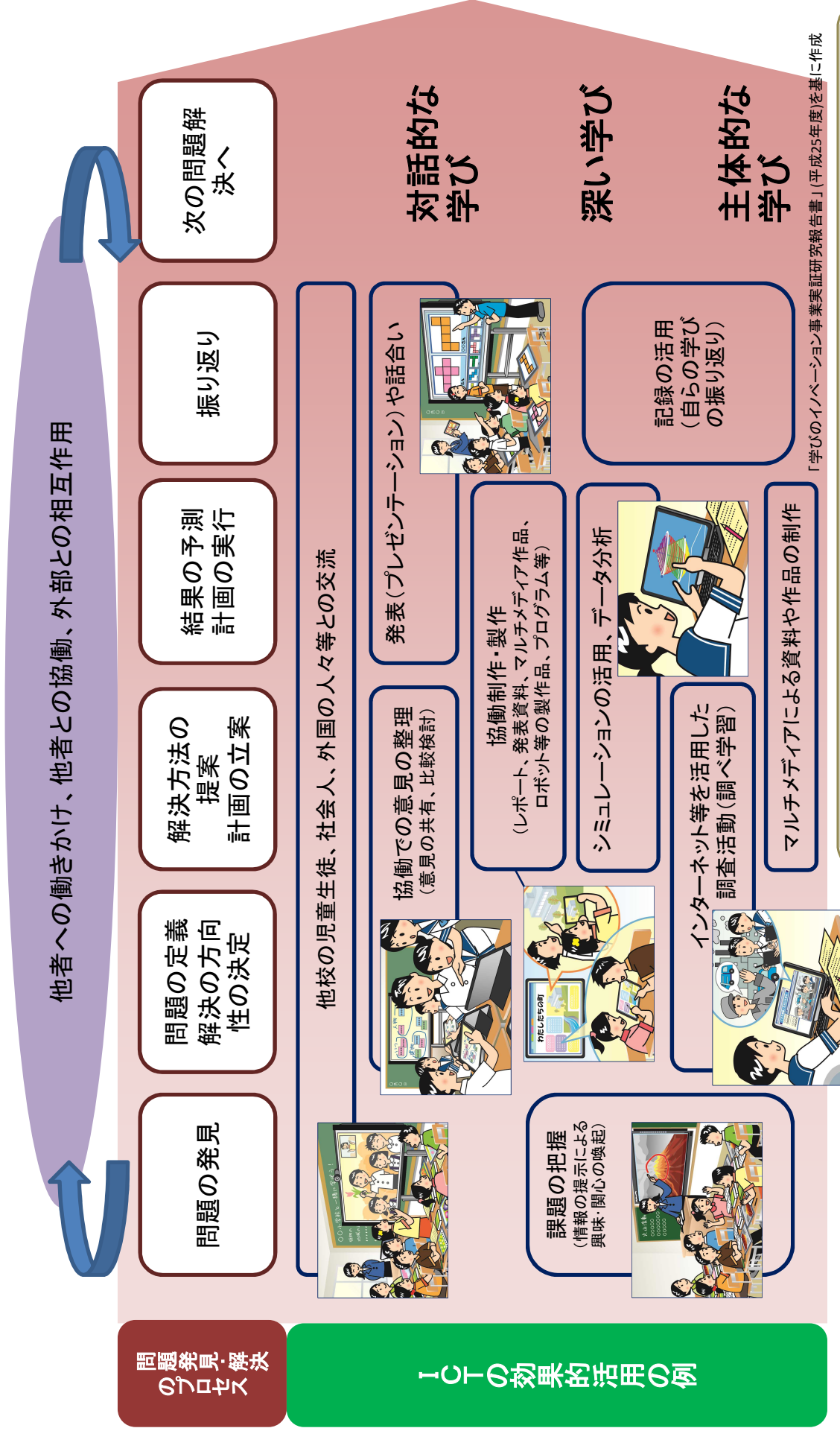


**深く、対話的で主体的な
豊かな学習を実現**

ICTの効果的な活用
(情報活用能力の育成にもつながっていく)

問題の発見・解決の方法等の理解と技能、コンピュータ等の基本的な操作技能の習得

アクティブ・ラーニングの視点に立った学習プロセスにおけるICTの効果的活用の例



留意すべき点

- ✓ 各プロセスと活用例との対応は例示であり、上例に限定されるものではないこと
- ✓ 学習活動のつながりと学びの広がり(例えば、対話的な学びが起こりつつ、深い学びや主体的な学びも実現されていること)を意図した、単元の構成の工夫等が望まれること

上記のプロセス
の全てに当ては
まる活用

資質・能力の三つの柱から整理した、高等学校卒業までに全ての生徒に育むべき情報に関わる資質・能力のイメージ（案）

情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

- 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- 受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

- 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- 情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

- 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- 情報モラルの必要性や情報に対する責任
- 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

（情報活用能力の3観点8要素を基に、教育課程企画特別部会「論点整理」の方向性も踏まえて整理）

<p>i) 個別の知識・技能 (何を知っているか、何ができるか)</p>	<p>・(思考や創造等に活用される基礎的な情報としての)教科等の学習を通じて身に付ける知識等</p> <p>・情報を活用して問題を発見・解決したり考えを形成したりする過程や方法についての理解</p> <p>・問題の発見・解決等の過程において活用される情報手段(コンピュータなど)の特性についての理解とその操作に関する技能</p> <p>・アナログ情報とデジタル情報の違い(Web サイトと新聞や書籍等により得られる情報の早さや確かさの違い)など、情報の特性の理解</p> <p>・コンピュータの構成や情報セキュリティなど、情報手段の仕組みの理解</p> <p>・社会の情報化と情報が社会生活の中で果たしている役割や及ぼしている影響の理解</p> <p>・情報に関する法・制度やマナーの意義についての理解</p>
<p>ii) 思考力・判断力・表現力等 (知っていること・できることをどう使うか)</p>	<p>・情報を活用して問題を発見・解決し新たな価値を創造したり、自らの考えの形成や人間関係の形成等を行ったりする能力</p> <p>— 目的に応じて必要な情報を収集・選択したり、複数の情報を基に判断したりする能力</p> <p>— 情報を活用して問題を発見し、解法を比較・選択し、他者とも協働したりしながら解決のための計画を立てて実行し、結果に基づき新たな問題を発見する等の能力</p> <p>— 相手や状況に応じて情報を的確に発信したり、発信者の意図を理解したり、考えを伝え合い発展させたりする能力</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>・問題の発見・解決や考えの形成等の過程において情報手段を活用する能力</p>
<p>iii) 学びに向かう力、人間性等 (どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)</p>	<p>・情報を多角的・多面的に吟味しその価値を見極めていこうとする情意や態度等</p> <p>・自らの情報活用を振り返り、評価し改善しようとする情意や態度等</p> <p>・情報モラルや情報に対する責任について考え行動しようとする情意や態度等</p> <p>・情報や情報技術を積極的かつ適切に活用して情報社会(情報の果たす役割が一層重要になっていく社会)に主体的に参画し、より望ましい社会を構築していこうとする情意や態度等</p>

※ i) 個別の知識・技能、ii) 思考力・判断力・表現力等、iii) 学びに向かう力、人間性等は相互に関連して育まれるものである。

例えば、情報モラルに関しては、

i) (デジタル情報は一旦拡散すると完全に消去することは難しいという) 情報の特性や、情報に関する法・制度やマナーの意義についての理解

ii) 相手や状況に応じて情報を的確に発信する能力

iii) 情報モラルや情報に対する責任について考え行動しようとする情意や態度等

情報セキュリティに留意した情報手段の活用に関しては、

i) 情報セキュリティを確保する必要性とそのための仕組みや関連する法・制度の意義についての理解

ii) 問題の発見・解決等の過程において情報手段を活用する能力

iii) 自らの情報活用を振り返り、評価し改善しようとする情意や態度等

問題の発見・解決等を行うに当たっての信頼性や信憑性に留意した情報の選択に関しては、

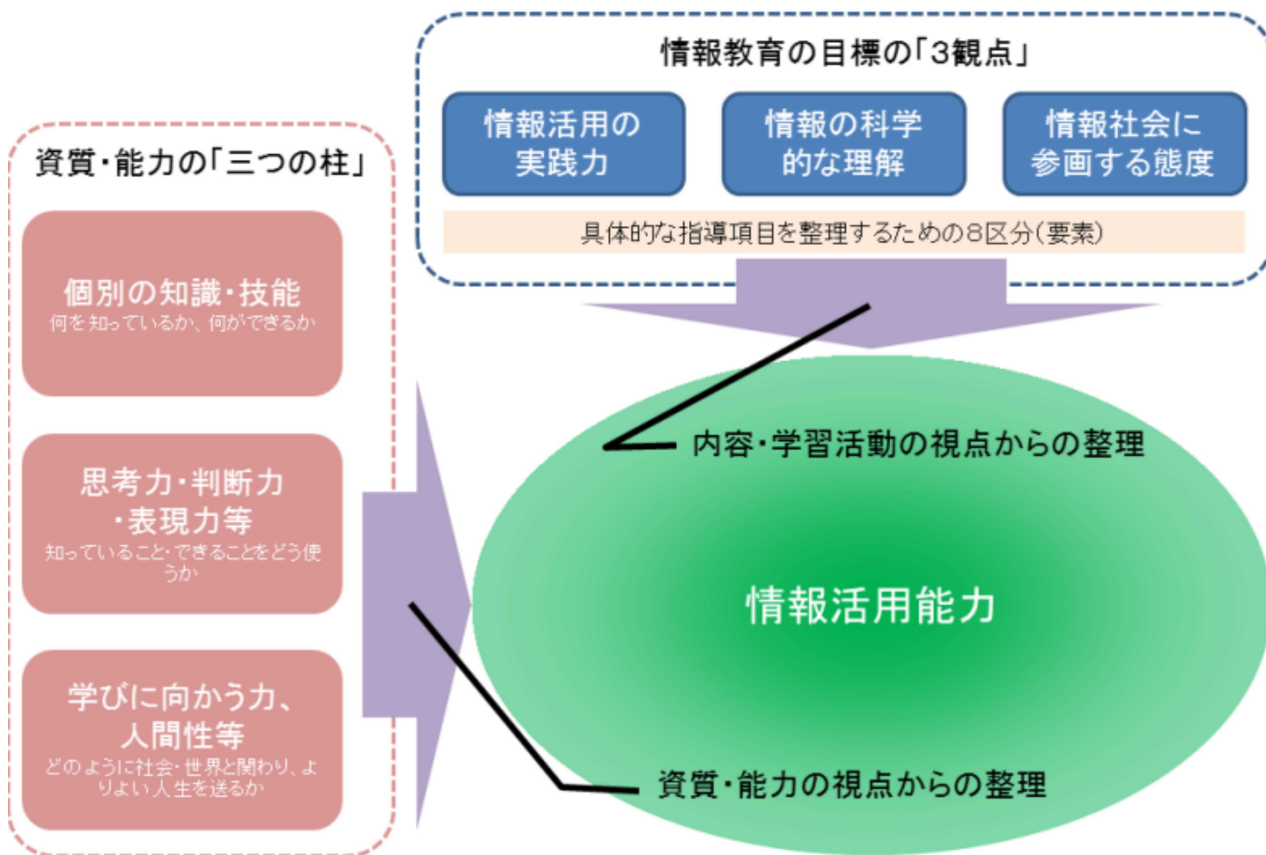
i) (情報技術の進展により誰もが情報の発信者となれるという利点の反面、信頼性や信憑性の低い情報もあるという) 情報の特性の理解

ii) 目的に応じて必要な情報を収集・選択する能力

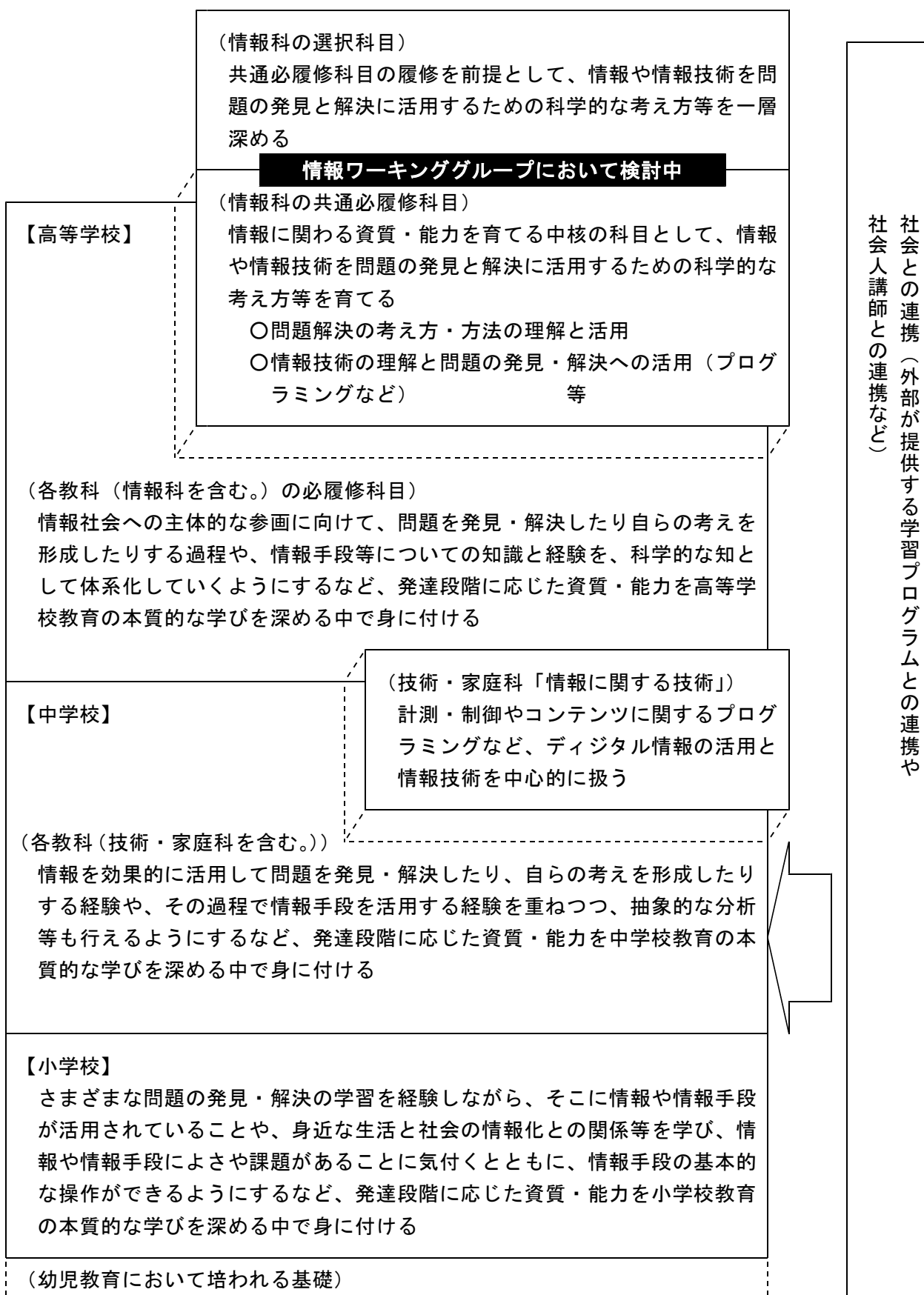
iii) 情報を多角的・多面的に吟味しその価値を見極めていこうとする情意や態度等

が相互に関連して育まなければならないということに留意する必要がある。

「3観点」と「三つの柱」との関係のイメージ



小・中・高等学校の発達段階に応じた資質・能力育成の観点のイメージ（案）



各教科等における情報に関わる資質・能力の育成 改善・充実のポイントのイメージ（案）

<p>全体の方向性 総則など</p>	<p>○教育課程全体を通じて、情報に関わる資質・能力を発達の段階に応じて育成することができるよう、各教科等の特性に応じた指導内容の充実を図るとともに、アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p> <p>○特に小学校段階において、3 学年の国語におけるローマ字学習や、総合的な学習の時間において身に付ける学び方、社会科における資料の収集・活用・整理などの活動、算数における図形やグラフの作成、理科における観察・実験の記録等の学習とも関連させながら、情報手段の基本的な操作（文字入力やデータ保存など）をどのようにできるようにしていくのかを、カリキュラム・マネジメントの中で明確にすること。</p> <p>○個別の現代的な課題やテーマに焦点化した教育については、各学校が育てる具体的な資質・能力を検討する中で、どのような課題やテーマを重点的に扱うかを検討し、各教科等の学習との関係を整理していくこと。また、学校だけでは指導体制の確保が難しい課題やテーマについては、「社会に開かれた教育課程」の観点から、社会人講師の活用や外部が提供する学習プログラムとの連携など、社会との連携を図ること。</p>
<p>国語</p>	<p>○様々なメディアによって表現された情報を理解したり、様々なメディアを用いて表現したりするために、信頼性・妥当性なども含め、情報を多角的に吟味して構造化する力や多様なメディアの特徴や効果を理解して活用する力を育成すること。</p> <p>○出典の明示など、情報を引用する際に必要なきまり等を身に付けること。</p> <p>○ローマ字学習と情報機器の基本的な操作に関する学習を関連付けて実施すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。必要に応じ、検索の仕方や発表資料の作成など、情報収集や情報発信の手段として I C T を活用する機会を設けること。</p>
<p>社会 地理歴史 公民</p>	<p>○観察や調査を通じて情報を集め、読み取り、まとめていくために必要な力を育成すること。</p> <p>○取り出した情報を基に考察・構想・説明・議論するために必要な力を育成すること。</p> <p>○社会における情報化の意味や影響について理解すること。</p> <p>○様々な情報が人々の意志決定に影響を与えていることについて理解すること。</p>

	<p>○高等学校において「歴史総合（仮称）」を新設し、歴史に関する情報を批判的に吟味し活用する力を育成すること。</p> <p>○高等学校において「地理総合（仮称）」を新設し、地図や地理情報システム等を活用する力を育成すること。</p> <p>○高等学校において「公共（仮称）」を新設し、様々な情報を発信・受信する知的主体として必要な力を育成すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p>
算数 数学	<p>○数・式、記号、図、表、グラフなどを理解したり、数理的に問題を処理したりするために必要な力を育成すること。また、統計的な内容等の改善について検討すること。</p> <p>○問題解決の後、その過程を振り返って問題解決の手順を確認し、同様の問題に適用することなどを通して、アルゴリズムに対する理解を深めさせること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。グラフの作成やデータの分析等にコンピュータを積極的に活用すること。</p>
理科	<p>○自然事象の中から必要な情報を抽出したり、得られた情報を基に課題や仮説を立てたり、観察・実験を通じて得られたデータを処理・整理したり、観察・実験の結果を基に考察・推論したりするために必要な力を育成すること。</p> <p>○科学技術の発展と日常生活や社会との関連について理解すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。観察・実験の計測や記録、データの処理等にコンピュータを積極的かつ適切に活用すること。</p> <p>○観察・実験レポートの作成や発表などにおいて、参考文献や引用部分を明示するなど、知的財産の保護や活用の意義を理解し行動できるようにすること。</p>
生活	<p>○様々な手段を適切に使って情報を伝え合いながら、身近な人々と関わったり交流したりできるようにすること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p>
音楽 芸術（音楽）	<p>○音楽を形づくっている要素や要素同士の関連及びその働きの視点で捉え、それらを活用して表現したり鑑賞したりできるようにすること。</p> <p>○音楽に関する知的財産の意義（保護と活用）について理解すること。</p>

	<p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。必要に応じ、ソフトウェアやプログラムを活用した活動を行うこと。</p>
<p>図画工作 美術 芸術（美術・ 工芸）</p>	<p>○形や色彩などの造形的な視点で捉え、それらを活用して表現したり鑑賞したりできるようにすること。</p> <p>○美術に関する知的財産の意義（保護と活用）について理解すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。必要に応じ、ソフトウェアやプログラム、映像メディアを活用した活動を行うこと。</p>
<p>芸術（書道）</p>	<p>○書を構成する要素やその関連から生み出される働きを捉え、それらを活用して表現したり鑑賞したりできるようにすること。</p> <p>○書道に関する知的財産の意義（保護と活用）について理解すること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p>
<p>家庭 技術・家庭</p>	<p>○家庭科及び技術・家庭科（家庭分野）については、生活の課題を解決するために必要な情報を収集、選択、判断し、実生活に活用するために必要な力を育成すること。消費生活における情報化の進展に対応し、消費者として、適切な意思決定に基づいた消費行動が行えるようにすること。</p> <p>○技術・家庭科（技術分野）については、情報に関する技術の役割や影響について理解し、それらを適切に評価し活用するために必要な力を育成すること。また、計測・制御だけではなく、コンテンツに関するプログラミングについても学ぶこととすること。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。実験・実習等の記録やデータの処理等にコンピュータを積極的に活用すること。</p>
<p>体育 保健体育</p>	<p>○必要な情報を基に、生涯を通じた運動やスポーツとのかかわり方を見つけていくために必要な力や、仲間と協力して課題を解決していくために必要な力などを育成すること。</p> <p>○健康に係る情報を収集・選択し、健康の保持増進を目指して意思（意志）決定・行動選択していくために必要な力を育成すること。</p> <p>○様々な情報機器の使用と、欲求やストレスを含めた健康の関わりについて理解を深め、自分に合った対処法を身につけられるようにすること</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。</p>
<p>外国語</p>	<p>○外国語によるコミュニケーションに必要な情報を抽出し、得られた情報を基に自分の考えを構成し、効果的に伝えるために必要な力を育成するこ</p>

	と。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。外国語に触れる機会を増やすためにも、ICT を積極的に活用すること。
情報	○高等学校において共通必修科目を新設し、情報に関わる資質・能力を育てる中核として、情報や情報技術を問題の発見と解決に活用するための科学的な考え方等を育てること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。
職業に関する各教科	○各職業分野の課題を解決するために必要な情報を収集、選択、判断し、産業・社会に活用するために必要な力を育成すること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。
道徳	○情報モラルに関する指導を充実すること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。
総合的な学習の時間	○情報の集め方や調べ方、整理・分析の仕方、まとめ方や表現の仕方などの、教科横断的に活用できる「学び方」を身に付けること。また、学習の過程において情報手段の操作についても併せてできるようにすること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った学習活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。
特別活動	○情報化が進む社会の中で、情報を適切に活用してよりよい集団や個人の生活、人間関係をつくり、責任ある行動をとっていくために必要な力を育成すること。 ○自らのキャリア形成に必要な情報を収集し活用する力を育成すること。 ○アクティブ・ラーニングの視点に立った話し合い活動や実践活動において、ICT を効果的に活用した学習が行われるようにすること。

※学習指導要領の内容を検討するにあたっては、学校や生徒のニーズに対応した ICT 機器の開発を含む ICT 環境の整備を進めつつ、学校によって環境整備の状況が異なる実態を踏まえる必要がある。

※コンピュータにおける文字入力やデータ保存などの基本的な操作については、例えば教育の情報化 HP に練習用教材を載せるなど、各学校が活用できるような教材を開発・普及していくことが求められる。

健康、安全等に関わる育成すべき資質・能力

体育に関する指導、健康・安全及び食育に関する指導

一人一人の生活の質的向上、社会の活力の向上など

学校における体育・健康に関する指導(高等学校学習指導要領 総則1の3)

防災を含む安全に係る記載の充実が必要

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。
(小学校・中学校学習指導要領においても同様)

体育に関する指導

○教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

- ・子供の体力の向上傾向が維持され、確実なものとなるよう、学校や地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。
- ・スポーツ基本計画に基づき、体育・保健体育の授業や運動部活動等の学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子供が十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図る。

○スポーツ基本法(平成23年法律第78号)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

健康・安全教育

○教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

- ・体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。
- ・学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。

○学校安全の推進に関する計画(平成24年4月閣議決定)

- ・安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。
- ・安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う。

食育

○教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

- ・栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。

○食育基本法(平成17年法律第63号)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

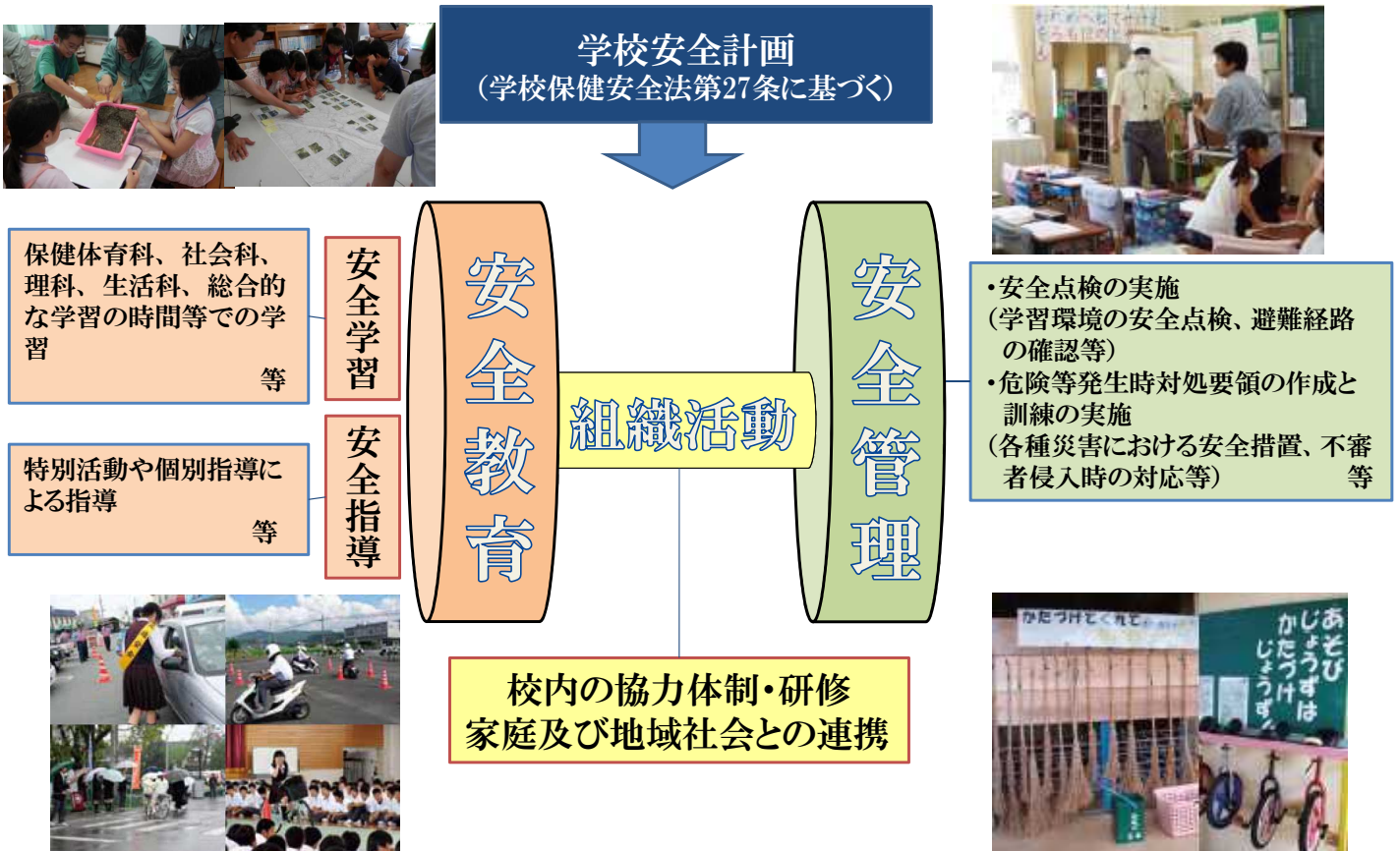
○学校給食法(昭和29年法律第160号)

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

安全に関わる資質・能力の育成

学校における安全の取組

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている



○特にこれからの時代に求められる資質・能力
(変化の中に生きる社会的存在として)【一部抜粋】
・平和で民主的な国家及び社会の形成者として求められる力をはじめ、生産や消費などの経済的主体等として求められる力や、**安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育てていくこと**・・・などを、各学校段階を通じて体系的に育てていくことの重要性は高まっていると考えられる。

○各教科・科目等の見直し

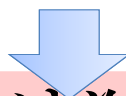
①総則【一部抜粋】

・学校の教育活動全体を通じて実施することが求められる事項(道德教育、**体育・健康や安全等に関する指導**、・・・)についても、既存の記載事項を踏まえつつ、総則において、育成すべき資質・能力や各教科等との関係性をより明確に示していくことが求められる。

現代的な課題に焦点化した教育について

「個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育についても、これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを整理し、学習指導要領等の構造化の考え方の中で検討していくことが必要である。」

中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理



○安全に関わる「育成すべき資質・能力」とは何か。

自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

- 安全な生活を送るための基礎的・基本的な知識・技能
- 安全確保のための的確な思考・判断
- 安全で安心な社会づくりに参加し貢献する情意や態度

○そうした資質・能力をどのように育むか。

- アクティブ・ラーニングの視点からの知識を主体的に行動する力や態度に結びつけるための探究的・実践的な学習プロセスの実現

○教科等間相互の連携をいかに図るか。

進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献しようとする情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点からの創造的な学習プロセスの実現)

教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

法令等
・強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
・災害対策基本法
・交通安全対策基本法
・首都直下地震緊急対策推進基本計画
・国土強靱化基本計画
・教育振興基本計画
・気候変動の影響への適応計画
・学校安全の推進に関する計画
・第9次交通安全基本計画等

何を知っているか 何ができるか

安全な生活を送るための基礎となる知識・技能
安全で安心な社会づくりの意義の理解

知っていること・できることをどう使うか

安全確保のための的確な思考・判断に基づく意思決定(意志決定)・行動選択(危険予測・回避)等

初等中等教育段階における安全(教育)に関する資質・能力の育成に向けて

発達段階に応じて、安全な生活を送るための基礎的・基本的な知識・技能、安全確保のための的確な思考・判断を育むとともに、安全で安心な社会づくりの意義に関する理解を育む。

現行学習指導要領等(平成20・21年告示)における改善充実

【安全確保のために主体的に行動する態度】

現行学習指導要領において引き続き「学校における体育・健康に関する指導」が示された。安全に関する指導は、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うこと、発達の段階を踏まえた各教科等の特性に応じた生涯を通じた健康、安全で活力ある生活を送るための基礎の育成が盛り込まれた。

【安全で安心な社会づくりの意義の理解等】

【幼稚園】

・健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の育成

【小学校】

・集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動をとるための能力の育成【生活科】
・身近な生活における健康に関する基礎的な内容の理解と健康で安全な生活を営むための資質や能力の育成【体育科】
・心身ともに健康で安全な生活態度の育成【特別活動】
・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【中学校】

・個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
・心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の育成【特別活動】
・情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【高等学校】

・個人及び社会生活における健康・安全に関する理解を深め、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
・生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立【特別活動】
・情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】
など

次期改訂に向けた検討の方向性

◆初等中等教育段階で育成すべき安全教育に関わる資質・能力(安全な生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能、安全確保のための的確な思考・判断に基づく意思決定(意志決定)・行動選択、安全で安心な社会づくりに参加し貢献する情意や態度等)が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。

◆資質・能力を育むために必要なアクティブ・ラーニングの視点からの知識を主体的に行動に結びつけるための探究的・実践的な学習プロセスの在り方を、各教科等の特性に応じて明確化。

◆安全で安心して生きるための資質・能力の中核となる資質・能力を体育科・保健体育科で育むとともに、特に防災については社会科をはじめとした関連教科等で育むなど、教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現。

◆生活安全・交通安全に関する事件・事故等に対応した、安全確保のための基礎となる各教科等の知識・技能、主体的に行動する態度等を育むことにより、安全で安心な社会づくりの意義が理解され、生涯にわたって安全で安心な生活を送るための実践力につながるよう、保健体育科を中心とした各教科等の内容を検討(AEDを含む応急手当、交通ルールの理解等)。

◆東日本大震災をはじめとした様々な自然災害のリスクに対応した知識・技能等を育むことにより、安全で安心な社会づくりに貢献できる実践力につながるよう、社会科及び特別活動を中心とした関係教科等の内容を検討(地理的・歴史的観点から踏まえた災害に関する理解、防災上の災害要因の理解、安全・安心な地域づくりへの参画、主体的に危険を回避する判断力の育成等)。また、家庭・地域との連携の在り方についても検討。

安全教育・防災教育に関する指導内容の充実

- ・防災を含む安全教育を通じて育成すべき資質・能力を明確化し、その育成に必要な各教科等における指導内容を系統的に示す。
- ・また、教育課程の全体構造を念頭に置きながら、各教科等において、下記の点について充実を図る。

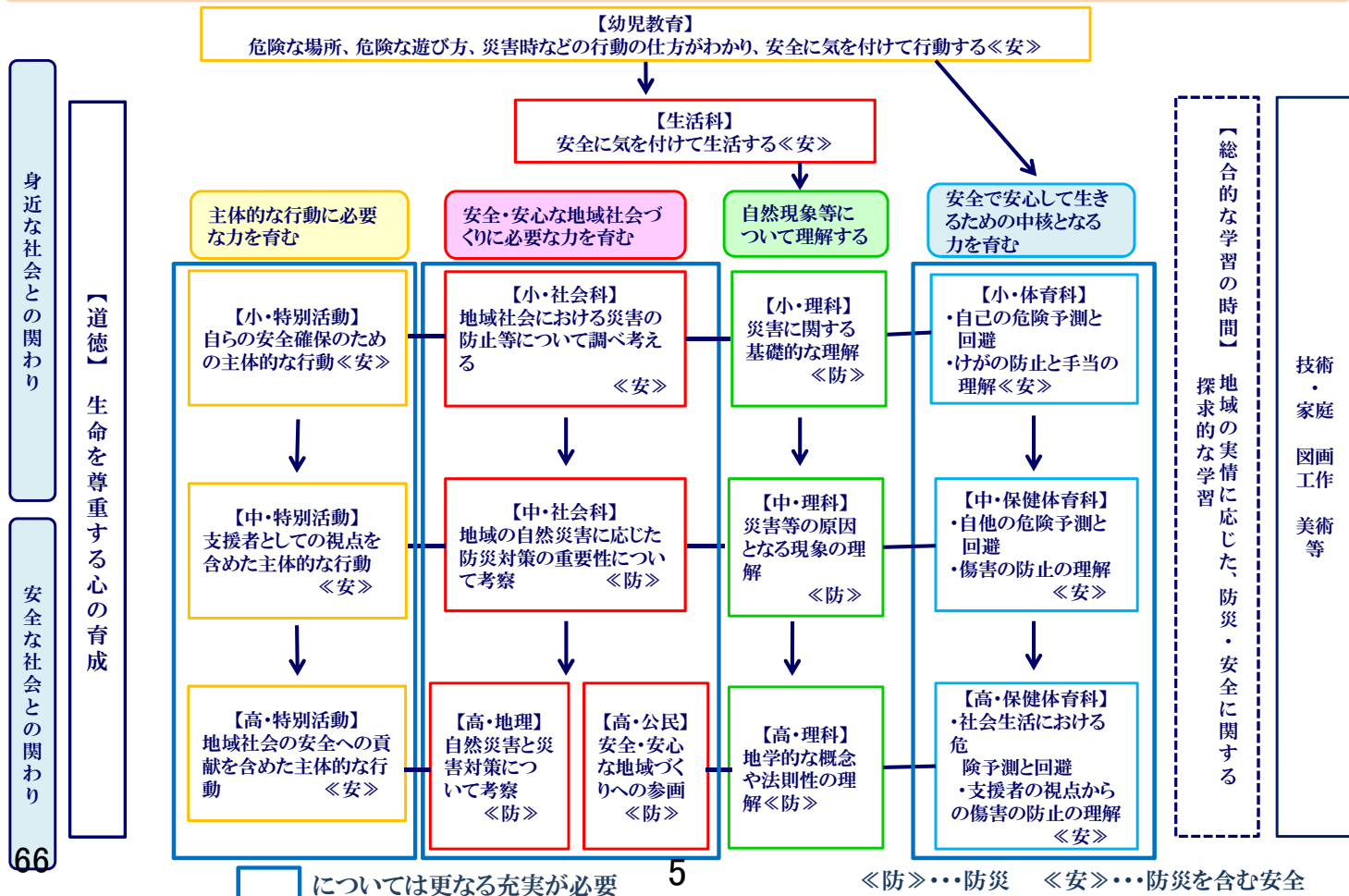
小学校	中学校	高等学校
<ul style="list-style-type: none"> ・自己の危険予測・回避能力の育成【体育科】 ・災害発生時の行動や、基本的な交通ルール等についての指導の充実【生活科】 ・災害における地方公共団体の働き、地域の人々の工夫や努力、地理的・歴史的観点を踏まえた災害に関する理解、防災情報に基づく適切な行動の在り方等に関する指導の充実【社会科】 ・身近な地域における自然災害の危険性の理解に関する指導の充実【理科】 ・日常的なけがの手当の充実や、危険予測・回避能力の育成【体育科】 ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(様々な場面で災害が起きたことを想定し、児童が自ら状況を判断し、行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の危険予測・回避能力の育成【保健体育科】 ・地域社会における安全、防災上の災害要因や事故防止の理解、空間情報に基づく危険の予測に関する指導の充実【社会科(地理的分野)】 ・安全・安心な社会づくりや、防災情報の発信・活用に関する指導の充実【社会科(公民的分野)】 ・自然災害の原因、地域における自然災害の危険性、減災に関する指導の充実【理科(地学分野)】 ・心肺蘇生法(AEDも含む)の実習を通した理解に係る指導の充実【保健体育科】 ・自転車を中心に、道路交通の安全に関する知識・理解を促進する指導の充実【保健体育科】 ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(生徒が自ら状況を判断し、支援者としての視点を含め行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活における危険予測・回避能力の育成【保健体育科】 ・地域の自然環境と自然災害との関わりや、そこでの防災対策に関する指導の充実【地理】 ・安全・安心な地域づくりへの参画や、防災関係制度に関する知識、現代的課題等の理解に関する指導の実施【公民科】 ・自然災害の原因、自然災害の予測、防災に関する指導の充実【理科(地学分野)】 ・心肺蘇生法(AEDも含む)の実習を通した原理や方法についての理解等、応急手当に係る指導の充実【保健体育科】 ・我が国の犯罪の現状と安全対策や、安全な情報の選択・活用による犯罪被害防止などに関する指導の充実【保健体育科】 ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(地域社会の安全への貢献を含めて、生徒が自ら状況を判断し、行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】
幼児教育		
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児の情緒の安定を図り、遊びを通して、状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などがわかり安全についての理解を深める指導の充実 		

主体的に行動する態度や、共助・公助に関する教育の充実

- ・学んだことが「主体的に行動する態度」につながるよう、「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)」の視点から、学習・指導方法の改善を図る。
- ・総合的な学習の時間において、防災を含む安全教育に関する学習活動の充実を図るため、事例の普及等を図る。
- ・道徳も含めた各教科等における指導が、共助・公助の観点から育成したい資質・能力に結びつくよう、指導の充実を図る。
- ・保護者や地域住民、関係機関と連携した取組の充実を図る。

防災を含む安全に関する教育のイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現



【総合的な学習における防災・安全に関する探究的な学習】

高等学校 総合的な学習の時間の在り方について(論点整理補足資料)
○各教科等を通じて、身に付けた力を総合的に活用できるようにし、地域の課題や社会的要請に対応(国際理解、情報、環境、福祉・健康や**防災・安全**、地方創生、創造的復興、ESDなど)

【総合的な学習における探究的な学習における児童・生徒の学習の姿】



■ 日常生活や社会に目を向け、児童・生徒が自ら課題を設定する。

■ 探究の過程を経由する。

- ① 課題の設定
- ② 情報の収集
- ③ 整理・分析
- ④ まとめ・表現

■ 自らの考えや課題が新たに更新され、探究の過程が繰り返される

「学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」から

食育に関わる資質・能力の育成

食育に関する指導の全体計画の策定・実施を通じて、児童生徒が生涯にわたって生き生きと暮らすことができるよう、自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決するための資質や能力を育成し、健全な食生活の実現に向かう情意や態度を育てることをねらいとしている

食に関する指導の全体計画
(学校給食法第10条に基づく)



学校全体で
組織的に活動

【食育の観点】

- 食事の重要性 ○心身の健康
- 食品を選択する能力 ○感謝の心
- 社会性 ○食文化

特別活動の時間（主に学校給食の時間）、
体育・保健体育、家庭科、技術家庭科、
生活科、理科、社会科、総合的な学習の
時間等での学習、個別指導 等

- ・食事の楽しさ
- ・望ましい栄養や食事のとり方
- ・食物の品質及び安全性の理解
- ・食物に関わる人々への感謝
- ・食事のマナー
- ・地域の産物、食にかかわる歴史

校内の協力体制・研修
家庭及び地域社会との連携



※幼児教育においては、幼稚園教育要領等に基づき、食育を通じた食習慣の形成等食に関する指導を行っている。

現代的な課題に焦点化した教育について

「個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育についても、これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを整理し、学習指導要領等の構造化の考え方の中で検討していくことが必要である。」



中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理

○食育に関わる「育成すべき資質・能力」とは何か。

- 健全な食生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能
- 自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力
- 食の大切さ、健全な食生活の実現に向かう情意や態度等

○そうした資質・能力をどのように育むか。

- アクティブ・ラーニングの視点からの食に関する課題解決的な学習プロセスの実現

○教科等間相互の連携をいかに図るか。

- 教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

食の大切さ、健全な食生活の実現に向かう情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

どのように学ぶか

(アクティブ・ラーニングの視点からの食に関する課題解決的な学習プロセスの実現)

教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

法令等

- ・教育振興基本計画
- ・食育基本法
- ・学校給食法
- ・食育推進基本計画
- ・子供の貧困対策に関する大綱
- ・食料・農業・農村基本計画
- ・消費者基本計画

何を知っているか
何ができるか

健全な食生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能

知っていること・できることをどう使うか

自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力等

初等中等教育段階における食育に関する資質・能力の育成に向けて

発達段階に応じて、**健全な食生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能、自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力、食の大切さ、健全な食生活の実現に向かう情意や態度等**を育む。

現行学習指導要領(平成20・21年告示)における改善充実

【健康な生活を送るための自己管理能力】

現行学習指導要領において、「学校における食育の推進」が示されたことを踏まえ、**発達段階を踏まえた各教科等の特性に応じ、生涯を通じた健康・安全で活力ある生活を送るための基礎の育成**が盛り込まれた。

【食育の意義の理解等】

【幼稚園】

・心身の健康に関する領域「健康」においては「内容の取扱い」として、食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることが盛り込まれた。

【小学校】

・家庭科においては「指導計画の作成と内容の取扱い」として、食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実を資するよう配慮することが盛り込まれた。

・体育科保健領域においては「指導計画の作成と内容の取扱い」として、食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮することが盛り込まれた。

・特別活動においては、「内容」として、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成が盛り込まれた。

【中学校】

・技術・家庭科家庭分野においては「内容の取扱い」として、食に関する指導については、技術・家庭科の特質を生かして、食育の充実を資するよう配慮することが盛り込まれた。

・保健体育科保健分野においては「内容の取扱い」として、食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点を踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮することが盛り込まれた。

・特別活動においては、「内容」として、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成が盛り込まれた。

【高等学校】

・家庭科においては「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」として、食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実を図ることが盛り込まれた。

・保健体育科「保健」においては「内容の取扱い」として、食事、運動、休養及び睡眠及び食品衛生活動については、食育の観点を踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮することが盛り込まれた。

・特別活動においては、「指導計画の作成と内容の取扱い」として、学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うことが盛り込まれた。

次期改訂に向けた検討の方向性

◆初等中等教育段階で育成すべき**食育に関わる資質・能力(健全な食生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能、自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力等、食の大切さや健全な食生活の実現に向かう情意や態度等)**が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。

◆資質・能力を育むために必要な**アクティブ・ラーニングの視点に基づく食に関する課題解決的な学習プロセス**の在り方を、各教科等の特性に応じて明確化。

◆教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、**教科横断的なカリキュラム・マネジメント**を実現。

◆**生涯にわたって健全な食生活を実現するための基礎となる各教科等の知識・技能、活用に向かう情意や態度等**を育むことにより、食事の重要性や感謝の心、食文化など食育の大切さや価値が認識され、その価値や健全な食生活を送るための自己管理能力を最大限に発揮させることが活力ある社会の実現に寄与することなど、食育の本質的な意義が理解・尊重されるよう、関係する教科等の内容を再検討。

◆特に、20歳代～30歳代を中心とした若い世代では、健康や栄養に配慮した食生活の実践などの点で課題がある。そこで、これらの世代につながる**高等学校の家庭科における食育の充実を検討**。

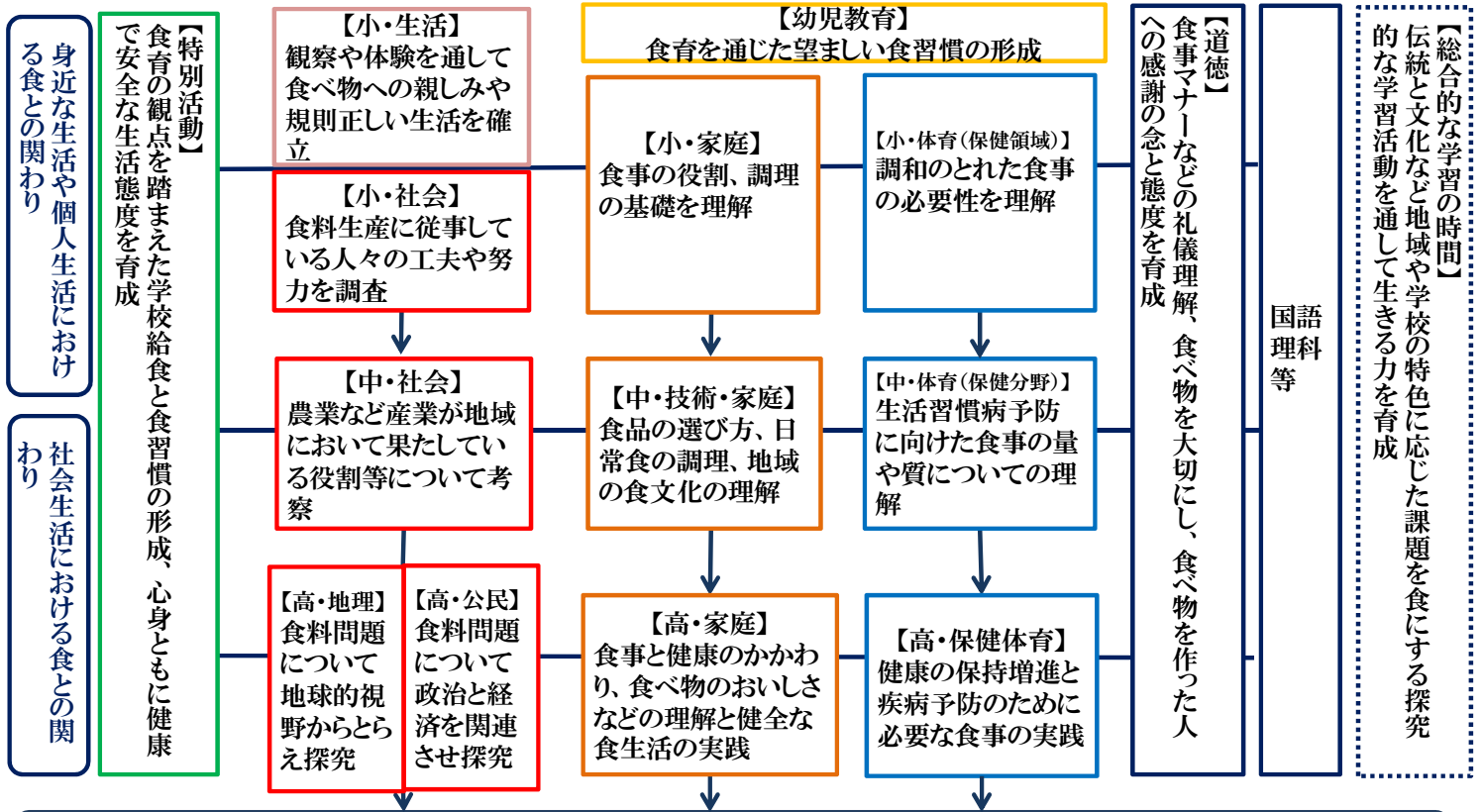
◆発達段階に応じて**食物アレルギーなど食に関する現代的課題を踏まえた内容について充実を検討**



食育に関するイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現

【食育の観点】 ①食事の重要性②心身の健康③食品を選択する能力④感謝の心⑤社会性⑥食文化



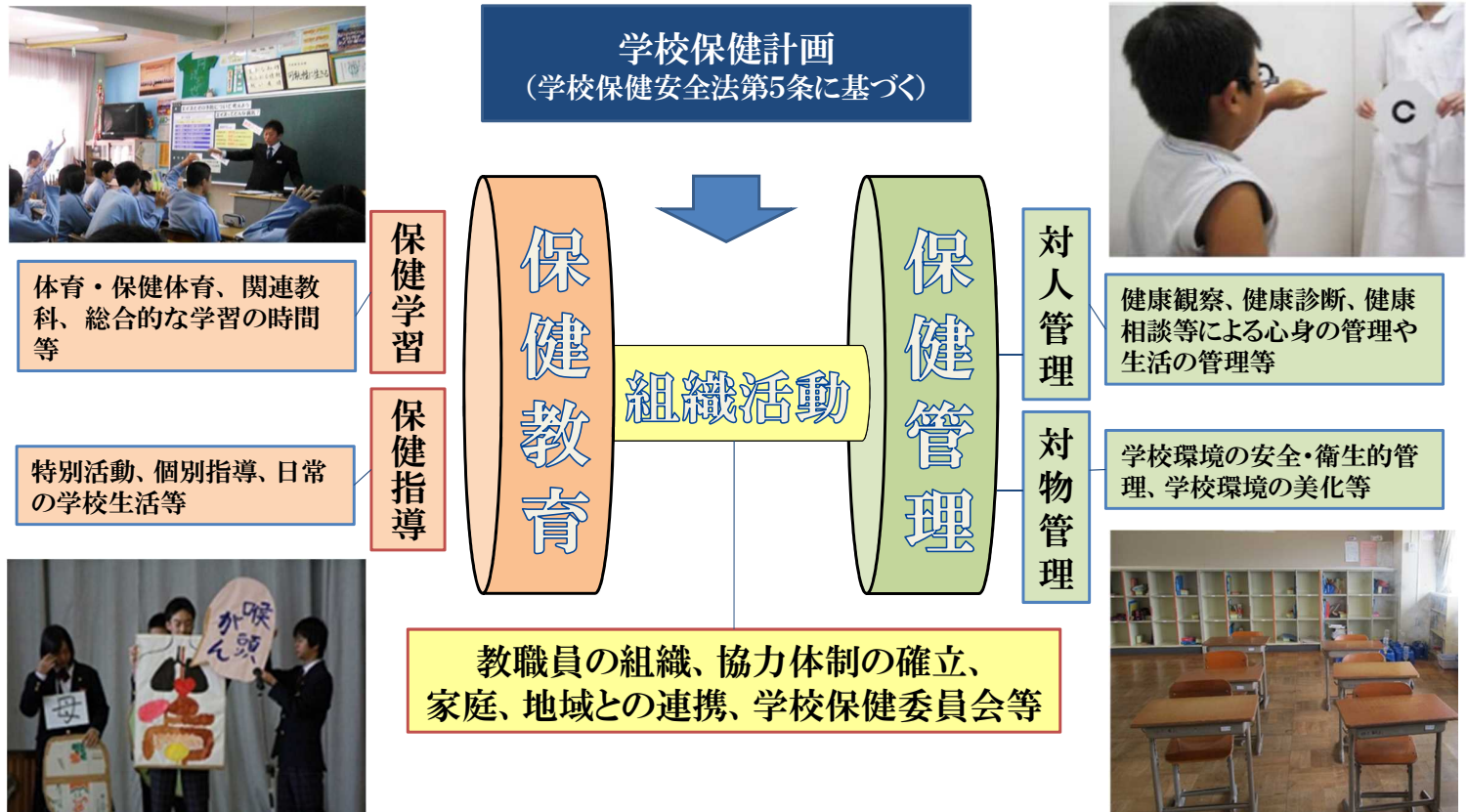
○自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力 ○食の大切さ、健全な食生活の実現に向かう情意や態度等

心身の健康の保持増進に関する指導の 資質・能力の育成

心身の健康の保持増進に関する指導と学校保健

学校保健計画の策定・実施を通じて、保健教育と保健管理を適切に行うことにより、児童生徒や教職員の健康の保持増進を目指す。これらの活動を円滑かつ効果的に推進するために組織活動が位置付けられている。

心身の健康の保持増進に関する指導は保健教育にあたり、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培うことをねらいとしている。



現代的な課題に焦点化した教育について

「個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育についても、これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを整理し、学習指導要領等の構造化の考え方の中で検討していくことが必要である。」

中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理

○心身の健康の保持増進に関する指導に関わる「育成すべき資質・能力」とは何か。

- 健康な生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能
- 自らの健康を適切に管理し、改善していく力
- 健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等

○そうした資質・能力をどのように育むか。

- アクティブ・ラーニングの視点からの健康に関する課題解決的な学習プロセスの実現

○教科等間相互の連携をいかに図るか。

- 教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点からの創造的な学習プロセスの実現)

教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

- 法令等
- ・教育振興基本計画
 - ・健康増進法
 - ・歯科口腔保健の推進に関する法律
 - ・アルコール健康障害対策基本法
 - ・少子化社会対策大綱
 - ・がん対策推進基本計画
 - ・消費者基本計画

何を知っているか
何ができるか

健康な生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能

知っていること・できることをどう使うか

自らの健康を適切に管理し、改善していく力
健康に係る情報を収集し、意思決定(意志決定)・行動選択していく力 等

初等中等教育段階における心身の健康の保持増進に関する指導の資質・能力の育成に向けて

発達段階に応じて、健康な生活を送るための基礎となる知識・技能、自らの健康を適切に管理し、改善していく力、健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等を育む。

現行学習指導要領(平成20・21年告示)における改善充実
【健康な生活を送るための自己管理する力】
現行学習指導要領において引き続き「学校における体育・健康に関する指導」が示されたことを踏まえ、発達の段階を踏まえた各教科等の特性に応じた生涯を通じた健康・安全で活力ある生活を送るための基礎の育成が盛り込まれた。

【健康を自己管理する力の基礎となる各教科等の資質や能力等】

【幼稚園】

- ・十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲の育成

【小学校】

- ・身近な生活における健康に関する基礎的な内容の理解と健康な生活を送るための資質や能力の育成【体育科】
- ・心身ともに健康で安全な生活態度の育成【特別活動】
- ・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【中学校】

- ・個人生活における健康に関する理解をとおして、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
- ・心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の育成【特別活動】
- ・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【高等学校】

- ・個人及び社会生活における健康に関する理解を深め、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
- ・心身ともに健康で健全な生活態度や規律ある習慣の確立【特別活動】
- ・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

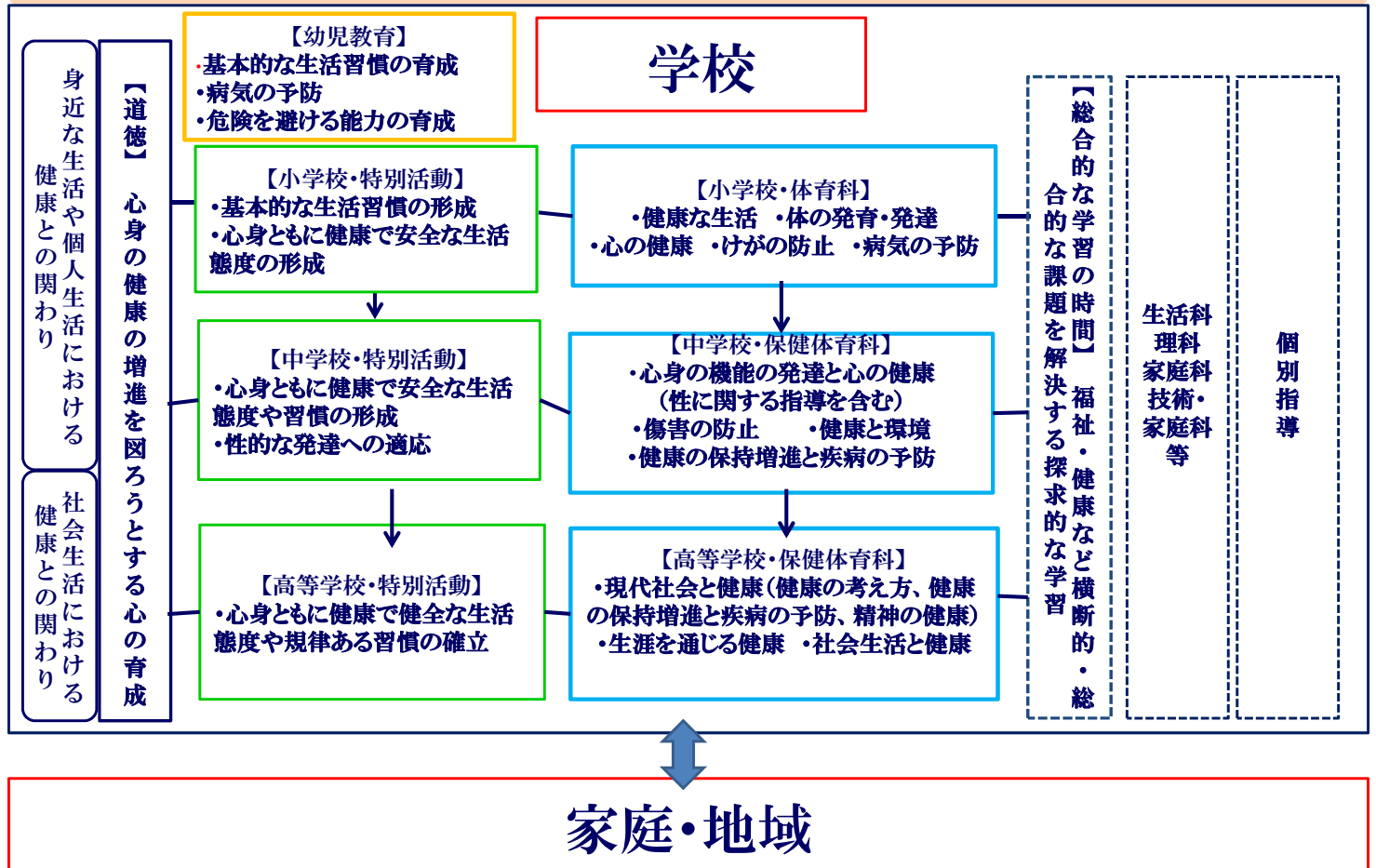


次期改訂に向けた検討の方向性

- ◆初等中等教育段階で育成すべき心身の健康の保持増進に関する指導に関わる資質・能力(健康を自己管理する力の基礎となる各教科等の知識・技能、自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力等、健康の大切さや健康の保持増進に向かう情意や態度等)が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。
- ◆資質・能力を育むために必要なアクティブ・ラーニングの視点に基づく健康に関する課題解決的な学習プロセスの在り方を、体育・保健体育、特別活動、総合的な学習の時間等の特性に応じて明確化。
- ◆教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現。
- ◆健康を自己管理する力の基礎となる体育・保健体育、特別活動等の知識・技能、活用に向かう情意や態度等を育むことにより、自他の健康の大切さや価値が認識され、その価値や健康な生活を送るための自己管理する力を最大限に発揮させることが健康な社会の活力につながることなど、健康の本質的な意義が理解・尊重されるよう、体育・保健体育、特別活動等の内容を再検討。
- ◆現代的な課題や疾病構造の変化に対応した健康に関する体育・保健体育、特別活動等の知識・技能等を育むことにより、生涯を通じた健康・安全で活力ある生活を送るための実践力につながるよう、家庭・地域との連携を踏まえた内容を検討(少子高齢化、がん等)。

心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現



法令上又は各種計画に根拠のある健康、安全及び食に関する教育

参考資料1

法令

- ◆ 防災**
 - **強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）**（基本方針）
 - 第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。
 - 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
 - 二～七（略）
 - **災害対策基本法（昭和36年法律第223号）**（施策における防災上の配慮等）
 - 第八条（略）
 - 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - 一～十七（略）
 - 十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
 - 十九（略）
- ◆ 食育**
 - **食育基本法（平成17年法律第63号）**
 - 第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
 - **学校給食法（昭和29年法律第160号）**（この法律の目的）
 - 第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実に及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。
- ◆ 食品安全**
 - **食品安全基本法（平成15年法律第48号）**（食品の安全性の確保に関する教育、学習等）
 - 第十九条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。
- ◆ アルコール健康障害対策**
 - **アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）**（教育の振興等）
 - 第十五条 国及び地方公共団体は、国民がアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場その他の様々な場におけるアルコール関連問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたアルコール関連問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。
- ◆ がん**
 - **がん対策基本法（平成18年法律第98号）**（医療保険者の責務）
 - 第五条 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。
- ◆ 少子化**
 - **少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）**（ゆとりのある教育の推進等）
 - 第十四条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現を図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性を培うことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。
- ◆ 口腔衛生**
 - **歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）**（基本理念）
 - 第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。
 - 一・二（略）
 - 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。
- ◆ 健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三十三号）**
 - 第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

法令に基づく各種計画

- ◆ **防災**
 - 首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月31日閣議決定)
 - ・防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。
 - 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)
 - ・学校等における防災教育の充実を含め全ての世代が生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築き、被害を減少させる。
 - 教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)
 - ・学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。
 - 気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定予定)
 - ・防災知識の普及啓発のため、学校における防災教育の取組の支援、浸水想定やハザードマップの公表の機会を活用した説明会や報道機関等を通じた啓発の実施、河川協力団体や住民等による河川環境の保全等の活動の支援を行う。土砂災害に対する正確な知識の普及のため、実践的な防災訓練や、児童、生徒への防災教育、住民への講習会、地方公共団体等職員等への研修等を推進する。
- ◆ **安全**
 - 学校安全の推進に関する計画(平成24年4月閣議決定)
 - ・安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。
 - 第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)
 - ・学校においては、学習指導要領等に基づく関連教科・領域や道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動など、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努める。
- ◆ **薬物乱用防止教育**
 - 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)
 - ・学校等における薬物乱用防止教育を充実させ、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る。
- ◆ **がん**
 - がん対策推進基本計画(平成24年6月8日閣議決定)
 - ・子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。
- ◆ **食育**
 - 食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定、平成25年12月26日一部改定)
 - ・学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解をもつことが必要である。このため、学校長や他の教職員への研修の充実等、全教職員が連携・協力した食に関する指導体制を充実するための取組を促進する。
 - 子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)
 - ・生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。
 - 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)
 - ・高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省が、地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する。
 - 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)
 - ・食育、国際理解教育、法教育、金融教育、住教育などの密接に関連する分野の取組について、消費者庁、文部科学省及び関係府省庁等が適切に連携して推進する。
- ◆ **熱中症**
 - 気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定予定)
 - ・救急、教育、医療、労働、農林水産業、日常生活等の各場面において、気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供等を適切に実施する。・・・学校における熱中症対策としては、熱中症事故の防止について、引き続き教育委員会等に注意喚起を行っていく。
- ◆ **少子化**
 - 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)
 - (教育)
 - 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に知ることが重要である。妊娠や出産などに関する医学的・科学的に正しい知識について、学校教育から家庭、地域、社会人段階に至るまで、教育や情報提供に係る取組を充実させる。特に、学校教育において、正しい知識を教材に盛り込む取組などを進める。